

2017年度自治体キャラバン行動

要望に対する回答書

摂津市

1. 子ども施策・貧困対策について

- ①就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給(2月3月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。

(回答) 子育て支援課

本市の就学援助制度に係る支給単価につきましては、国が示している支給単価に準じており、国の支給単価が改正された場合、本市も改正するよう対応を行っております。

また、入学準備金の前倒し支給については、近隣市の動向等を踏まえ、検討を行っております。その他の費目の支給時期について、現在より早めることは、事務手続上、困難であります。

- ②大阪府及び各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫として無料とし、さらに子どもの食をささえるものに値する内容とすること。

(回答) 教育総務部総務課・子育て支援課

大阪府において実施された子どもの生活に関する実態調査、及び調査報告書を踏まえた取組状況を注視し、本市の取組みについて、研究してまいります。

学校給食については、児童の学年に応じた給食費を負担していただいておりますが、所得に応じて就学援助制度を活用することにより、負担の軽減に努めております。全ての方の給食費を無料とすることについては、負担の公平性や財政面から考えても難しいものだと考えます。

また、学校給食については栄養職員が学校給食実施基準に基づき、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために栄養量を考慮し実施しています。

- ③学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。

(回答) 学校教育課

学習支援については、生活支援課が主催し、教育委員会と連携して取り組んでおります。

また、別途、今年度教育委員会が主催で、無料塾である「摂津 SUNSUN 塾」を開設いたしました。今後、必要に応じて関係課と連携を図りながら取り組んでまいります。

- ④ワクチン製造メーカーの事情によりここ数年、麻しん・風しん混合ワクチンや日本脳炎ワクチン、インフルエンザワクチン不足が医療機関より報告があがっている。よって、定期接種の対象者が定期接種期間中に接種できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。国または自治体による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きた場合の補償をすること。大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導を行うこと。ワクチンの安定供給に一層の尽力をいただくこと。

(回答) 保健福祉課

疾病の流行やワクチン製造メーカーの事情によりワクチンの流通に偏在がみられ、供給体制が不安定な状況がみられました。しかし、定期接種期間中にワクチン供給不足により接種できないという状況は現在のところみられておりません。市としましては、定期接種の期間は国の期間に準じることとし、ワクチンの供給不足により国が定期接種期間の延長を行った場合の健康被害については、国による補償がなされるものと考えております。

昨年9月、MRワクチンの流通に偏在がみられました際には、市医師会にワクチンの流通状況の調査を行い、実状を府や国に文書で示し供給体制を確保するよう求めてまいりました。今後

も、状況の把握に努めワクチンの安定供給を図ってまいります。

2. 大阪府福祉医療費助成制度について

大阪府では福祉医療費助成制度の「見直し」に関わる諸事項が先の3月の府議会で採択された。福祉医療費助成制度は、障がい者や高齢者、ひとり親世帯や子どもたちのいのちと健康を守る上でも欠かせない制度であり、府下市町村における重要度の高い施策として機能してきた。そのため、制度の変更、わけても一部負担金の引き上げ等に関しては、地域住民への影響を最大限考慮した上で、慎重に検討されなければならない。

よって、

- ①大阪府に対して福祉医療費助成制度の一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと求めること。

(回答) 障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な制度構築の観点から一部自己負担金の引上げ等を実施するものと認識しております。

- ②現行制度を存続し、一部負担金については全国自治体レベルの「無料制度」とすること。

(回答) 障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な制度構築の観点から、受益と負担の適正を図る必要があり、2018年4月診療分からの見直しに向けて現在調整を進めているところです。

- ③子どもの医療費助成については年齢を18歳までとすること。

(回答) 子育て支援課

平成30年4月から、助成対象年齢を「18歳到達年度末まで」といたします。

3. 健診について

特定健診・がん検診については、来年度以降、「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国の受診率と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

特定健診やがん検診については、従前より受診者の性別・年齢などの分析を行っており、今年度はその結果を踏まえたグループ化及び受診率の低いグループに対する重点的な受診勧奨を行っております。このような効率的な勧奨方法をとることで、今後も引き続き受診率の向上に向けた対策を行ってまいります。

4. 介護保険、高齢者施策について

- ①利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用

用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

（回答） 高齢介護課

現行相当サービスを必要とする要支援者が現行相当サービスを使えないということはありません。また、新規・更新者ともに要介護認定審査を受けていただいております。認定申請の抑制は行っていません。

- ②介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、総合事業の訪問型・通所型サービスの単価については、従来額を保障し、「出来高制」等による自治体独自の切り下げを行わないこと。

（回答） 高齢介護課

平成29年度は、現行相当にあたる訪問型・通所型サービスの単価については、従来どおりとしています。平成30年度以降につきましては、国の動向等を見ながら、今後検討を行います。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけるとともに、2割負担者について自治体独自の軽減措置を行うこと。

（回答） 高齢介護課

介護保険制度は、サービス利用に対して、利用者に一部負担を頂くことで成り立っている保険制度であり、無料化は困難でございます。

また、介護保険制度の持続可能性と時代に合致した制度となるよう、国や府に要望を行っていきます。なお、2割負担者の軽減措置について、市独自に減免を行うことは困難でございます。

- ④介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施を国に働きかけるとともに自治体独自で第1～第3所得段階の保険料の軽減を実施すること。年収150万以下の人の介護保険料を免除する独自減免制度を作ること。

（回答） 高齢介護課

摂津市では世帯全員が非課税で、第2段階または第3段階の保険料が賦課されている方で、かつ1人世帯の収入が120万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）であるなど、摂津市が定めるすべての基準を満たす方に対して、独自の減免制度を設けています。

国や府に対して、低所得者に対する減免制度の創設を、引き続き求めていきます。

- ⑤いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。

（回答） 高齢介護課

摂津市では、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みはありません。

- ⑥第7期介護保険事業計画の検討にあたっては、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」等は盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる計画とすること。また、介護保

険料については公費投入によって引き下げをはかる計画とすること。なお、国に対し「評価指標に基づく財政的インセンティブ」（ディスインセンティブを含む）については実施しないよう求めること。

(回答) 高齢介護課

摂津市では介護予防に力を入れ、自立できる高齢者に自立支援の多様なサービスを提供できる体制づくりを進めています。一方、介護保険サービスが必要な方に対しては、適切にサービスが提供されるようにしていきます。

また、介護保険料に一般財源を充てることは、困難でございます。なお、評価指標に基づく財政的インセンティブについては、法律で定められたばかりですので、これからの運用をもとに国や府により良い制度となるよう、要望していきます。

- ⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答) 高齢介護課

本市では、熱中症の対策として、涼む場所の提供をセツツオアシスとして市内の公民館などの公共施設の10か所にスペースを確保し、飲料水や毛布などの提供を平成23年度から取り組んでおります（防災管財課）。また、高齢者の熱中症対策については、現在、ひとり暮らし登録者にライフサポーターが定期的に家庭訪問による安否確認・健康状態の把握を行っており、夏場の暑い時期には、熱中症予防についてのさまざまな啓発活動も行っており、引き続き現在の見守りの枠組み中で周知に努めてまいります。また、クーラーの設置や電気代の補助は困難でございます。

5. 障害者施策について

- ①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

(回答) 障害福祉課

65 歳以上の障害者の方については、原則、介護保険サービスを優先して利用していただくこととなりますが、本人の心身の状況、障害特性を考慮したうえで総合的に判断し、障害福祉サービスの支給決定を行っております。

今後も本人や事業所の意向を考慮しながら適切なサービス提供に努めてまいります。

- ②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答) 障害福祉課

そのような場合においても、本人の心身の状況、障害特性を考慮したうえで適切な障害福祉サービスの提供に向けて取り組んでまいります。

- ③障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 障害福祉課

障害福祉サービスの支給決定をした 65 歳以上の方のうち、住民税非課税世帯の方については障害福祉サービスの利用料を無料としています。

(回答) 高齢介護課

介護保険サービスは、利用者に一部負担をいただくことで成り立っている保険制度であり、無料化は困難でございます。

- ④障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合の総合事業における実施にあつては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 高齢介護課

平成29年度は、摂津市は現行相当の通所サービス・訪問サービスを提供しています。人員の基準を独自に緩和していませんので、今までと同様の基準でサービス提供が実施されるものと考えます。

- ⑤2017 年 4 月診療分より見直される重度障害者医療費助成制度において、一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと。

(回答) 障害福祉課

膨らみ続ける医療費に対する持続可能な制度構築の観点から、受益と負担の適正を図る必要があり、2018 年 4 月診療分からの見直しに向けて現在調整を進めているところです。

6. 生活保護に関して

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答) 生活支援課

生活保護のケースワーカーにつきましては、社会福祉士資格をもつ福祉専門職を含め、全員社会福祉主事の有資格者である正規職員を配置しております。

また、被保護者の増加に伴い、ケースワーカーの増員についても過去より随時図っております。ケースワーカーの研修につきましては、所内での研修はもちろん、所外（厚生労働省・大阪府主催の研修等）での研修にも積極的に参加するように心がけております。また、査察指導員によるケースワーカーへの助言・指導・育成も丁寧に行っております。

受付面接につきましては、不安な気持ちで来所される相談者に安心感をもっていただけるように相談者の気持ちに寄り添いながら、来所された相談者の主訴を傾聴し、適切な対応を行っております。申請の意思を表明された場合につきましては、申請権の侵害とならぬよう、相談者の意思に沿った対応を行っております。

また、相談状況につきまして、管理職及び査察指導員において適切に把握し、申請権の侵害が発生しないように努めております。

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

(回答) 生活支援課

「生活保護のしおり」につきましては、権利や義務、制度概要について、わかりやすいように記載しており、窓口への常備・ホームページへの掲載を行っております。また、制度説明を行う際には生活保護のしおりを用い、より具体的な内容を補足しながら、理解しやすい説明を行っております。

保護の申請書につきましては、窓口で常備しておりませんが、①でも述べましたように申請意思を適切に確認することで個々の申請権について保障し、保護を要する方の漏給が無いように対応しております。

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答) 生活支援課

就労支援につきましては、被保護者の健康状態、学歴や資格等を考慮し、状況に即した就労支援を行っております。

また、中間的就労の場を開拓し、すぐに一般就労に就くことが難しい被保護者に対し、きめ細やかな支援を行っております。

- ④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。

当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。

また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保証すること。

(回答) 生活支援課

医療証につきましては、現在のところ要望の予定はございません。継続的に通院されている方につきましては、利用者の便宜を考慮し、自動的に医療券を送付する対応をとっており、休日・

夜間等で通院が必要な状況が発生した場合には、事後対応にて医療券を送付する対応を行っております。

また、健診受診につきましては、ケースワーカーより随時家庭訪問時に案内を行っております。

- ⑤警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 生活支援課

警察官 OB の配置及び適正化ホットラインの実施予定はございません。

- ⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 生活支援課

生活保護基準につきましては、現在定められている金額に基づき、対応を行っておりますが、現在本市は生活保護引き下げ集団訴訟の被告となっておりますので、裁判の結果を注視しております。

住宅扶助につきましても、平成27年4月14日付の厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、被保護世帯の個別の状況を考慮した上で、経過措置等の対応を行っております。

- ⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答) 生活支援課

資産申告書につきましては、実施要領に基づき、被保護者の方々にその趣旨について十分に説明した上で、提出をお願いしております。

また、保護費のやり繰りにより生じた預貯金につきましても、実施要領に基づき、使用目的を聴取し、趣旨目的に反しない場合は保有を容認しております。